

## 鉄道の道路占用について

### 道路局路政課道路利用調整室

菊池課長

坂上さん、大野君、あけましておめでとう。

今年もよろしく。

坂上係員・大野係員

あつ、課長。あけましておめでとうございませう。今年もよろしくお願いいたします。

坂上係員

課長、大野君は、今年も私がしっかりと指導しますから、お任せ下さい。

菊池課長

そうかい。それは頼もしいな。今年もぜひよろしく願いますよ。

大野君、坂上さんの指導も受けながら、今年もがんばってね。

大野係員

はい、今年もがんばりますので、よろしくお願いたします。

(関係部署への新年の挨拶も終わり)

大野係員

うーん。どうしよう。

坂上係員

新年早々、何を悩んでいるの？

大野係員

実は、先ほど、〇〇県の人から、鉄道線路の道路への縦断占用について意見を伺いたいという連絡があったんです。それが、どういうことなのか分からないので、調べているんですけど。

坂上係員

(あー、あの件ね。)

ふーん、それで何が分からないの？

大野係員

「鉄道」は、道路法第三十二条第一項第三号に書いてありますから、通常の道路占用許可すれば済むんじゃないかと思ったんです。だとすると、なぜ〇〇県から占用のことで連絡が来るのかが分からないんです。

それで、道路法解説も読んでみたんですが、

解説では、「鉄道は…道路に敷設しないことを原則とする(鉄道事業法第六十一条)」とあるんですよ。でも、道路法第三十二条第一項第三号に「鉄道」があるということは、道路管理者の占用許可を受けて鉄道を道路に敷設することができるということになりそうなので、ますます分からなくなっちゃったんです。

坂上係員

(じゃあ、少しヒントを出してやるか。)

鉄道を道路に縦断的に敷設する場合には、鉄道事業法第六十一条が適用されるのよ。この鉄道事業法第六十一条について調べてみてはどう？

その条文には、鉄道を道路に敷設しないという原則の後に、やむを得ない理由がある場合のときのことか書いていないから。この辺にヒントが隠れているかもよ。

(数十分後)

大野係員

見つけましたよ、坂上さん。「鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令」ですね。これに手続が書いてありました。

鉄道事業者が鉄道線路を道路に敷設する場合には、まずは鉄道事業法第六十一条第一項ただ

し書による国土交通大臣の許可が必要で、この許可申請は、都道府県知事を経由して行うんだけど（同政令第一条）、この手続の中で、鉄道事業者の許可申請を受けた都道府県知事が関係道路管理者に意見聴取をすべきこと（同政令第二条）が定められているんですね。

○鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令  
（昭和六十二年政令第七十八号）

（許可の申請等）  
第一条 鉄道事業法第六十一条ただし書の規定による許可を受けようとする者は、申請書に国土交通省令で定める書類及び図面を添付し、申請に係る鉄道線路が敷設される道路の区間の存する都道府県を統括する都道府県知事を経由して、これを国土交通大臣に提出しなければならない。  
2、3（略）

（申請書の進達）  
第二条 都道府県知事は、前条第一項の申請書の提出があつたときは、遅滞なく、申請に係る鉄道線路が敷設される道路の道路管理者の意見を聴き、当該聴取した道路管理者の意見を記載した書類を同項の申請書に添付し、かつ、当該申請に対する意見を付して、これを国土交通大臣に進達しなければならない。

私は、この都道府県知事が関係道路管理者に対して行う意見聴取について連絡を受けたんだと思います。

坂上係員

そのとおりよ。よく見つけたじゃない。

大野係員

でも、鉄道線路を道路に敷設する場合には、

どうして国土交通大臣の許可を受けることになっているんでしょうか。

坂上係員

それはね、原則的には鉄道線路を道路に敷設することを禁止しているんだけど、都市の中心部などでは、都市空間が整理・集約化されていて、鉄道線路専用の敷地を確保することが難しい場合があるの。こうしたやむを得ない場合には、国土交通大臣の許可を得て、道路に鉄道線路を敷設することを可能としているのよ。

だから、まずは、道路管理者による占用許可を受ける前に、鉄道事業法第六十一条第一項で原則的には禁止されている鉄道線路の道路への敷設について、同項ただし書による許可により、その禁止を解除することが必要とされているのよ。

大野係員

でも、どうして各道路管理者ではなくて、国土交通大臣が許可するんですか。

坂上係員

それは、国土交通大臣が関係道路管理者を代表して、道路行政等の全体的な見地から禁止解除の判断をすることとされているのよ。

大野係員

そだったんですか。

じゃあ、国土交通大臣の許可があつてから、

個別に道路管理者による占用許可を受けるんですね。

坂上係員

そのとおりよ。

まあ、鉄道線路を道路に敷設する場合には、道路計画等との調整に多くの時間が必要となる場合があるから、事業者は、道路管理者や国土交通省等の関係機関に対して、計画の初期段階から説明したり、意見を求めたりすることになるんだけどね。

（あーよかった。実は、鉄道を敷設しようとする○×鉄道の人から事前に説明があつたら、私も勉強していたのよね。）

大野係員

さすがですね、坂上さん。今年も優しくご指導をお願いいたします。

坂上係員

何を言ってるのよ。今年は去年よりも厳しくビシビシいくからね。

大野係員

……

（この項終わり）